

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 職員自主研修受講料等の貸与に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の正職員及び常勤職員が、自らの意志により個別的に行う自主的研修で、知識と技能を身につけるなど、職員の資質の向上を図るための研修にかかる受講料等の貸与(以下「貸与」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(貸与の対象)

第2条 貸与の対象となる研修は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、貸与の対象職員は、原則として在職期間が1年以上で、貸与を受けて資格を取得した後も継続して本会に勤務しようとする者とする。

- (1) 会長が指定する資格取得にかかる養成課程(通信教育に限る)
- (2) 会長が指定する資格取得のための検定試験等

(貸与額の基準)

第3条 貸与の対象者及び貸与する額の基準は、次の表のとおりとする。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りではない。

種類	助成対象者	貸与額の基準
(1) 養成課程受講料の貸与	通信教育受講者	申請者自らが教育訓練施設に対して支払った入学金及び受講料(実習料を含む)の4/5以内
(2) 養成課程受講にかかる諸経費の貸与	通信教育受講者	(1)以外の経費の4/5以内(上限額10万円)
(3) 受験費用の貸与	検定試験等受験者	検定試験等受験料の4/5以内

2 前項第2号については、必要経費を概算で申請できるものとする。

(申請)

第4条 前条に規定する貸与を受けようとする者は、自主研修受講料等貸与申請書(様式第1号)に必要書類を添えて会長へ提出しなければならない。

2 同一職員による同一内容の申請は一回限りとする。

(決定)

第5条 会長は、自主研修受講料等貸与申請書の提出があった場合は、その内容によって貸与の可否を決定し、その結果を自主研修受講料等貸与(可・否)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(貸与)

第6条 第3条に規定する貸与は、前条の決定の後行うものとする。

2 この貸与は原則として無利子とする。

(報告義務)

- 第7条 貸与を受けた者は、貸与を受けた研修等の実施結果について、養成課程修了・資格取得届(様式第3号)により会長へ報告しなければならない。
- 2 第3条第1号または第2号に規定する貸与を受け、教育訓練施設等を受講した者は、修了後に受講報告書を会長へ提出しなければならない。また、受講中にあっても、本会の求めに応じ受講状況を報告しなければならない。

(返 還)

- 第8条 第3条第1号に規定する貸与を受けた者は、決定を受けた日から5年以内に、貸与した額全額を返還するものとする。ただし、教育訓練施設の在籍期間中に当該受講コースが未修了のため除籍されたときは、直ちに貸与した額の全額を一括返還しなければならない。
- 2 第3条第2号に規定する貸与を受けた者は、決定を受けた日から1年以内に、貸与した額全額を返還するものとする。
- 3 第3条第3号に規定する貸与を受けた者は、決定を受けた日から2年以内に、貸与した額全額を返還するものとする。
- 4 前項の規定に関わらず、次条に定める返還の免除を受ける前に本会の職員でなくなったときは、直ちに貸与した額全額を一括返還しなければならない。

(返還の免除)

- 第9条 第3条第1号に規定する貸与を受けた者が、教育訓練施設等を卒業後、本会職員として3年を超えて勤務し、かつその間に資格を取得した場合は、貸与した額全額の返還を免除する。
- 2 第3条第3号に規定する貸与を受けた者が、決定を受けた日から本会職員として2年を超えて勤務した場合は、貸与した額全額の返還を免除する。

(委 任)

- 第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。ただし第2条及び第3条の規定は平成20年4月1日以降の実施分から適用する。
- 2 この要項は、令和4年2月1日から施行する。
- 3 この要項は、令和6年8月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

### 自主研修受講料等貸与申請書

提出日 年 月 日

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 会長 様

所属 \_\_\_\_\_

職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会職員自主研修受講料等の貸与に関する要項を遵守し、同要項第4条の規定にもとづく貸与について、下記のとおり申請します。

#### 記

1 通信教育(受験)  
の内容

.....  
(通信教育の場合)教育訓練施設名: .....

2 受講(受験)期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

3 申請金額 \_\_\_\_\_ 円 ( + + )

(内訳) (1)入学金 \_\_\_\_\_ 円  
(1)受講料 \_\_\_\_\_ 円  
(1)実習料 \_\_\_\_\_ 円  
(1)小計 \_\_\_\_\_ 円 × 4 / 5 = \_\_\_\_\_ 円  
(2) \_\_\_\_\_ 円  
(2) \_\_\_\_\_ 円  
(2) \_\_\_\_\_ 円  
(2)小計 \_\_\_\_\_ 円 × 4 / 5 = \_\_\_\_\_ 円  
(3)受験費用 \_\_\_\_\_ 円 × 4 / 5 = \_\_\_\_\_ 円

4 添付書類

- ・支出を証明する書類(領収書、払込依頼書)
- ・(養成課程受講料助成金の場合)養成課程入学を証明する書類
- ・(受験費用助成金の場合)取得資格を証明する書類(登録証、免許書等)

様式第2号（第5条関係）

自主研修受講料等貸与（可・否）決定通知書

年 月 日

\_\_\_\_\_様

社会福祉  
法人 神栖市社会福祉協議会  
会 長 印

年 月 日付の自主研修受講料等貸与申請については、次のとおり決定したので通知します。

1 受講料等貸与の可否

2 貸与の内容又は不決定理由等

3 返還の方法

様式第3号(第7条関係)

## 養成課程修了・資格取得届

提出日 年 月 日

社会福祉  
法人 神栖市社会福祉協議会長 様

所属 \_\_\_\_\_

職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、下記種別の資格取得にあたり所定の養成課程を修了したこと、また、資格の取得状況について、下記のとおり届け出ます。

### 記

#### 1. 養成課程の修了

(1) 養成機関(学校名) \_\_\_\_\_

(2) 養成課程の名称 \_\_\_\_\_

(3) 卒業(修了)年月日 年 月 日 修了証の写しを添付

(4) 養成課程受講料貸与金の受領 あり ・ なし

(ありの場合) 貸与決定日 年 月 日。貸与額 \_\_\_\_\_ 円

#### 2. 資格の取得状況

(1) 資格試験種別 社会福祉士 ・ 精神保健福祉士 ・ 介護福祉士

(2) 受験年月日 年 月 日

(3) 試験の合否 合格 ・ 不合格 ・ 未受験(理由: \_\_\_\_\_)

養成課程修了時は、この届と合わせ「養成課程修了報告書」を提出してください。

国家試験に合格した場合は、資格登録証もしくは合格通知の写しを添付してください。

受験費用の貸与や返還免除、及び給与改正等は資格登録証の写しの提出にもとづき実施しますので、速やかに登録手続きを取ってください。